

「令和2年7月豪雨」の被災避難者支援情報

春日市

分野	支援内容	担当課
住宅分野	○市営住宅の提供 令和2年7月豪雨災害により、住宅が全壊又は半壊、一部損壊、床上浸水の損害を受け、引続き住むことができず住宅に困窮している方に、一時避難として6カ月間（最長1年）家賃を無償で提供する。 提供戸数 2戸（2DK）	管財課 管財担当
保健・医療関連	○母子健康手帳の交付 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村で母子手帳の交付を受けることができない場合、又は災害の影響で母子健康手帳を紛失した場合、母子健康手帳を交付する。	子育て支援課母子保健担当
	○妊婦健康診査 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村で妊婦健康審査を受診することができず、償還払い等の制度がない場合に限り、春日市妊婦健康診査実施要綱に定める限度内で妊婦健康診査補助券を発行し、妊婦健診実施医療機関において受診することができる。 なおその際は住民票がある市町村からの依頼書を省略することができる。	
	○乳幼児健康診査 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村で乳幼児健診を受診することができない場合、4か月児健診及び3歳児健診については本市で、10か月児健診及び1歳6か月児健診については、本市乳幼児健診実施医療機関において受診することができる。 なおその際は住民票がある市町村からの依頼書を省略することができる。	
	○乳児家庭全戸訪問 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村で訪問を受けることができない場合、本市で受けることができる。 なおその際は住民票がある市町村からの依頼書を省略することができる。	
	○小児の予防接種 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村から予防接種依頼書を取り寄せることができないが、本市で予防接種を希望する場合、本市で予防接種依頼書を作成し、本市予防接種実施医療機関で受けることができる。 なお費用について、住民票がある市町村で償還払い等の制度がない場合に限り、接種費用の自己負担を免除する。	
	○高齢者の予防接種 被災地から市内に避難した方が、住民票がある市町村から予防接種依頼書を取り寄せることができないが、本市で予防接種を希望する場合、本市で予防接種依頼書を作成し、本市予防接種実施医療機関で受けることができる。 なお費用について、住民票がある市町村で償還払い等の制度がない場合に限り、接種費用を春日市民同様の取り扱いとする。	

	○特定健康診査の受診 福岡県内に住民票がある市町村の被災地から市内に避難した市町村国民健康保険の加入者が、特定健康診査の受診を希望する場合は、医療機関における個別健診で受診することができる。（福岡県内統一の契約であるため。） 受診券が無い場合などは、保険者である市町村との連絡調整を行う。	健康スポーツ課 健康づくり担当
	○後期高齢者健康診査の受診 福岡県内に住民票がある市町村の被災地から市内に避難した福岡県後期高齢者医療保険の加入者が、後期高齢者健康診査の受診を希望する場合は、医療機関で受診することができる。（福岡県内統一の契約であるため。） 受診券が無い場合などは、福岡県後期高齢者医療広域連合との連絡調整を行う。	
	○健康相談 被災地から市内に避難した方に対して、健康相談を受ける。	
福祉関連	○高齢者の総合相談 被災地から市内に避難された高齢者の方に対して、保健・福祉・医療の総合相談対応を行う。	高齢課 高齢者支援担当 指定指導担当
	○要介護高齢者等の施設入所等支援 被災地から市内に避難した要介護高齢者等について、介護保険に関する各施設（通所・ショートステイ等含む。）で、定員を超えた受入れを可能とする。	
	○要介護高齢者等の地域密着型サービスの利用支援 被災地から市内に避難した要介護高齢者等が、本市の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合は、速やかに利用できるよう柔軟な取扱いを行う。	
	○要介護高齢者等の各種介護サービスの利用支援 被災地から市内に避難した要介護高齢者等については、居所における各種介護サービスの利用を支援する。	
	○高齢者の福祉サービス・介護予防事業の利用支援 被災地から市内に避難した高齢者については、必要に応じて本市の高齢者福祉サービス及び介護予防事業を利用できる。	高齢課 高齢者支援担当
	○老人福祉センターの利用支援 市内に避難した方は、年内（令和2年12月31日まで）、老人福祉センター「ナギの木苑」を無料で利用できる。	
	○要介護認定申請の支援 被災地から市内に避難した高齢者が要介護認定を受ける場合、保険者である市町村と連絡調整し、速やかに認定調査を行うなど要介護認定申請を支援する。	高齢課 介護保険担当
	○介護保険サービス利用者負担の軽減・介護保険料の減免 被災地から本市に住所を移した高齢者が、被災のため介護保険サービスの利用者負担や介護保険料の負担が困難である場合は、必要に応じて軽減や減免措置を行う。 本市に住所が移されていない場合は、保険者である市町村への連絡など相談・支援を行う。	高齢課 指定指導担当 介護保険担当

	○障がい者の総合相談 被災地から春日市内に避難された障がいがある方に対して、保健・福祉・医療の総合相談対応を行う。	障がい担当
子ども・教育関連	○短期入所生活援助 被災地から市内に避難した方で、必要がある場合は子ども短期支援事業の短期入所生活援助(ショートステイ)事業の対象者に含む。 利用日数等については、災害復旧等の状況を勘案して実情に即して、弾力的な取扱いを行う。	子育て支援課 子育て支援担当
	○小学生の放課後児童クラブへの受入れ 被災した児童が放課後等に保育が必要な場合、放課後等に安心して過ごすことができる場を提供するため、被災したことが確認できれば、弾力的に対応する。	こども未来課
	○手当申請時における必要書類の省略 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請に際し、被災者の必要書類の提出を省略することができる。	こども未来課 母子児童担当
	○母子父子寡婦福祉資金貸付金（実施主体は福岡県。窓口が春日市）の取扱い ・貸付金の償還について猶予を受けることができる。猶予期間中の利子は課せられない。 ・住宅に被害を受けた者の被災後１年以内に貸し付けられる住宅資金等の据置期間を、２年を超えない範囲内において延長することができる。 ・子を扶養していない寡婦に対する貸付の所得制限限度額について、災害等により生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合、所得制限の対象としない。	こども未来課 母子児童担当
	○児童の保育所・一時預かりへの受入れ 被災地からの避難者が、「保育が必要な世帯」であれば、保育所の申込みができる。 ただし、定員の都合により、必ずしも入所できるわけではない。 罹災状況に応じて、保育料の一部減免を行う。 なお、認可保育所の一時的預かりについては定員の都合により対応が可能。	こども未来課 保育担当
	○副食費補足給付補助金の申請 新制度に移行していない幼稚園に通う児童の副食費補足給付補助金の申請に際し、課税証明書などの書類の取り寄せが困難な場合等は柔軟に対応する。	こども未来課 保育担当
就学援助	○就学援助の申請手続き 被災により就学援助を必要とする児童生徒の保護者に対しては、被災したことが確認できれば、認定について弾力的に対応する。	学校教育課
学校への就学	○児童生徒等の学校への受入れ 被災地から市内に避難した児童生徒の就学機会を確保するため、住民票の異動がなくても市立小中学校に通学できるように、弾力的に対応する。 また、学籍についても同様に弾力的に対応する。	

物資支援	○一般廃棄物処理手数料の減免 被災地から市内に避難し、市内に新たに家を借りる又は居住する人で、罹災証明又は被災証明書の提示などにより被災確認がとれる場合に限り、一般廃棄物処理手数料の減免（指定袋の配付）を行う。 《支援内容》 ごみ袋、種類ごと１袋ずつ無料配布する。 （可燃大・中・小 各１０枚、びんカン・陶器金属・ペットボトル 各５枚）	環境課
	○家具等の支援 被災地から市内に避難した人で、罹災証明又は被災証明書の提示などにより被災確認がとれ、物資の提供を希望する場合は、春日大野城リサイクルプラザにごみとして持ち込まれた再利用できるスチール家具、食器類、自転車を提供する（数に限りがあります）。 なお自転車については、先着２０台で１世帯１台まで。防犯登録料６００円（税込）の自己負担が必要。	環境課 春日大野城リサイクルプラザ
人的支援 (職員派遣)	○一般被災住宅等の被害調査業務(大牟田市内各地) 10名(全5班) 被災者から申請された罹災証明等の交付にあたり、現地確認等の被害調査を行い被害程度を認定するための補助 期間 7月16日(木)～8月2日(日)2名	人事法制課 人事担当
	○罹災証明受付業務等(大牟田市役所他) 2名 大牟田市役所等で、罹災証明申請受付、災害援護資金貸付申請受付、被災証明発行事務等 期間 7月21日(火)～8月3日(月)	
	○被災宅地消毒業務 4名 浸水した家屋の床下等の消毒(消毒用噴霧器使用) 期間 7月22日(水)～7月31日(金)	
人権関連	○DV等の相談窓口 被災地から市内に避難した際に、DVや家庭環境のトラブルが起きた方（また悪化した方）に対して電話や面談による相談を行う。 福岡県男女共同参画センターあすばる相談ホットライン：092-584-1266 DV相談ナビ：0570-0-55210（※近隣の相談窓口に繋がります。）	人権男女共同参画課 人権男女共同参画担当